

専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、区道上のくぼみで沈んだ車体が道路の舗装と接触したことによる車両損傷事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年8月24日

【概要】

令和8年7月4日、港区南麻布五丁目6番先の特別区道第1,040号線道路上において、相手方（合同会社）が所有する普通乗用自動車が行っていたところ、周囲の路面より約10cmくぼんでいる雨水ますの上を通過した際、相手方自動車の車体が沈み、前部左側のバンパーが道路の舗装と接触し、損傷した車両損傷事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部左側バンパーが損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：66万円

【責任の割合】

区：100%      相手方：0%

【損害賠償額】

66万円

【事故状況図】

